

**指定介護老人福祉施設
特別養護老人ホームみゆき園 新館運営規程**

(事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人みゆき会が設置経営する指定介護老人福祉施設みゆき園(以下「施設」という。)が行う指定介護老人福祉施設サービス(以下「サービス」という。)の適正な運営を確保するために、介護保険法(以下「法」という。)の理念に基づき、人員及び管理運営に関する事項を定め、施設の管理者や職員が、要介護状態及び要支援状態(以下「要介護状態等」という。)にある入居者に対して、適切なサービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 当施設は、施設サービス計画に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、入居者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目的とする。

- 2 当施設は、入居者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立って指定介護福祉施設サービスを提供するように努める。
- 3 当施設は、明るく家庭的な雰囲気有し、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。
- 4 当施設は、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむ得ない場合を除き、身体拘束その他の行動を制限する行為を行わない。緊急やむを得ず身体拘束等を行った場合には、その態様及び時間、入居者の心身状況、拘束の理由等を記録する。

(事業所の名称等)

第3条 当施設の名称は特別養護老人ホームみゆき園新館とする。

(事業所の所在地)

第4条 当施設の所在地は、倉敷市幸町8番27号とする。

(職員の職種、員数及び職務内容)

第5条 当施設に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

| 職 種 | 員 数 | 職 務 |
|----------------------|-----------------|---|
| 管 理 者 | 常勤 1 名 (兼務) | 施設の職員の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行なう。 |
| 医 師 | 非常勤 2 名 (兼務) | 入居者の診察、健康管理及び保健衛生指導を行なう。 |
| 生 活 相 談 員 | 常勤 1 名 (兼務) | 入居者及び家族の相談、苦情への対応に応じるとともに、適切なサービスが提供できるよう、事業所のサービスの調整、他機関との連携を行う。 |
| 介護支援専門員 | 常勤 (兼務) 1 名 | 入居者の施設サービス計画の作成等を行う。 |
| 介 護 職 員 | 常勤 15 名 | 入居者の日常生活全般にわたる介護業務を行なう。 |
| 看 護 職 員 | 常勤 1 名 | 入居者の保健衛生管理及び看護業務を行なう。 |
| 機能訓練指導員 (または看護職員) | 常勤 (兼務) 1 名 | 日常生活を営むのに必要な機能を改善、又はその減退を防止するための訓練を行う。 個別計画の作成、訓練実践並びに介護者への指導、レクリエーションの計画及び実施。 |
| 管 理 栄 養 士 | 常勤 (兼務) 1 名 | 献立管理、栄養量計算及び食事記録、栄養の評価、嗜好調査の実施、各種委員会への参加及び栄養指導 |
| 事務職員 | 常勤 1 名 | 庶務並びに会計事務を行う。 |

(入居者の定員)

第 6 条 当施設の利用定員は、30 名とする。災害等やむを得ない場合を除いて、居室の定員を超えて入所することはできない。

2 ユニット数は 3、ユニットごとの入居者定員は 10 名とする。

(主な施設サービスの内容)

第 7 条 当施設が提供できる主なサービスは次のとおりとする。

(1) 入浴、排泄及び食事等の基本介護

- 1、 1 週間に 2 回以上、適切な方法により入居者を入浴させ、又は清拭を行う。
- 2、 入居者の心身の状況に応じ、適切な方法により排泄の自立について必要な援助を行う。

- 3、 おむつを使用せざるを得ない入居者については、おむつを適切に交換する。
- 4、 褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備する。
- 5、 食事の提供は、栄養及び入居者の身体状況、嗜好等を考慮したものとし、適切な時間に行う。

朝食：8時00分 昼食：12時00分 夕食：18時00分

(2) 社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話

入居者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続きについて、入居者又はその家族が行う事が困難である場合は、その同意を得て代行する。

入居者の家族との連携を図り、入居者と家族の交流の機会を確保するよう努め、外出の機会確保にも努める。

(3) 機能訓練及び健康管理

入居者の心身の状況等に応じて、日常生活を営む上で必要な機能の回復、又は維持するための訓練を実施する。

施設の医師又は看護職員は、必要に応じて健康保持のための適切な措置をとる。

(4) 相談及び援助

入居者の心身の状況やそのおかれている環境等の的確な把握に努め、入居者又はその家族に対して、相談に適切に応じるとともに、必要な助言や援助を行う。

(5) レクリエーション

施設には教養娯楽設備を備え、適宜入居者のためのレクリエーションの機会を設ける。

(受給資格等の確認)

第8条 当施設は、指定介護福祉施設サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめねばならない。

2 当施設は、前項の被保険者証に法第73条第2項に規定する認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定介護福祉サービスを提供するように努めなければならない。

(施設の利用料及びその他の費用)

第9条 施設入所した場合の利用料は、介護報酬告示上の額及び利用者と事業所の契約による利用者負担額とする。ただし、入居者が利用料の減免申請を行い減額認定された者は、その額とする。

- 一 食費として、 1日あたり 1, 660円
 - ニ 居住費として、個室1日あたり 2, 066円
 - 三 入居者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い、必要となる費用については、その実費を負担する。
 - 四 その他の保険給付外サービス(理容料、クラブ材料費、喫茶参加費等)については、実費とする。
- 2 前項の支払いを受ける場合には、入居者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けるものとする。
- なお、食費及び居住費等の額を変更するときは、あらかじめ、入居者又はその家族に対し、変更後の食費、居住費等の額及びその根拠について説明を行い、入居者の同意を得たうえで変更するものとする。

(施設サービス利用に当たっての留意事項)

第10条 入居者は指定介護福祉施設サービスの提供を受ける際に、次の事項について留意するものとする。

入居者は契約書及び重要事項説明書の内容を遵守するよう努めなければならない。

(緊急時事故等における対応方法)

第11条 職員は、指定介護福祉施設サービス利用中に、入居者の状態の急変、事故その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者、倉敷市、居宅介護支援事業者、保健所及び入居者家族等に報告しなければならない。

(非常災害対策)

第12条 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等に対処する計画を作成し、防火管理者は火気・消防等についての責任者を定め、年2回以上定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

(施設サービスの利用契約)

第13条 当施設は、指定介護福祉施設サービスの提供の開始にあたり、入居者及び家族等に対して指定介護福祉サービス利用に関する重要事項説明書を交付して説明を行った上で、入居者又はその家族等の同意を得て利用契約を締結するものとする。ただし緊急を要すると管理者が認める場合にあっては、利用契約の締結はサービスの開始後でも差し支えないものとする。

(衛生管理及び職員等の健康管理等)

- 第14条 当施設は、指定介護福祉施設サービスに使用する備品を清潔に保持し、定期的な消毒を施す等、常に衛生管理に十分留意するものとする。
- 2 当施設は、職員に対し感染症等に関する基礎知識の習得に努めるとともに、年1回以上の健康診断を受診させるものとする。又、深夜勤務に就く者は年2回以上の健康診断を受診させるものとする。
 - 3 感染症または食中毒の予防及び蔓延防止のための対策検討委員会を年4回以上定期的に開催するとともに、指針を策定し、定期的に職員研修を行い周知徹底を図る。

(個人情報保護)

- 第15条 施設及び職員は、業務上知り得た入居者又は家族の秘密保持を厳守する。
- 2 施設は、職員が退職した後も正当な理由無く、業務上知り得た入居者又は家族の秘密をもらすことの無いよう、必要な措置を講じる。
 - 3 施設は、関係機関、医療機関等に対して、入居者に関する情報を提供する場合には、あらかじめ文書により入居者の同意を得る。

(サービス提供記録の整備)

- 第16条 施設職員は、指定介護福祉施設サービスを提供した際には、その提供日及び内容について、介護保険法の規定により、諸記録を整備記載し、その完結の日から5年間保存するものとする。

(苦情処理)

- 第17条 管理者は、社会福祉法第82条の規定により、提供した指定介護福祉施設サービスに関する入居者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、苦情受付担当職員を1名、苦情解決責任者を1名及び第三者委員を2名置き解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、入居者及びその家族等に説明するものとする。

(損害賠償)

- 第18条 当法人は、入居者に対する指定介護福祉施設サービス提供により損害賠償を要する事態が発生した場合には、法人が加入している賠償責任保険により速やかに行う。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

- 第19条 施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずる。

- ① 施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- ② 施設における虐待の防止のための指針を整備すること。
- ③ 施設において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に（年2回以上）実施すること。
- ④ 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

（その他運営に関する留意事項）

第20条 当施設は、指定介護福祉施設職員等の質的向上を図るための研修機会を随時設けるものとし、業務体制を整備する。

2 この規定の定める事項の他、運営に関する重要事項は、法人と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この運営規定は、平成26年4月1日から実施する。

この運営規程は、平成30年11月1日から実施する。

この運営規程は、令和1年10月1日から実施する。

この運営規程は、令和3年8月1日から実施する。

この運営規程は、令和6年4月1日から実施する。

この運営規程は、令和6年8月1日から実施する。

この運営規程は、令和7年1月1日から実施する。